近世河内の真宗惣道場・看坊・門徒と自庵化運動

―河内国丹北郡若林村立法寺を事例に

木下光生

 はじめに

惣道場とは、「門徒の総意によって創設された道場」と説明される 「関心が払われており、近年では澤博勝・松金直美らが事例研究を進め 関心が払われており、近年では澤博勝・松金直美らが事例研究を進め として注目されてきた。また、惣道場以外の真宗道場についても研究 として注目されてきた。また、惣道場以外の真宗道場についても研究 として注目されてきた。また、惣道場以外の真宗道場についても研究 として注目されてきた。また、惣道場以外の真宗道場についても研究 として注目されてきた。また、惣道場以外の真宗道場についても研究 として注目されてきた。また、惣道場以外の真宗道場についても研究 といる。

場の実態に迫った基礎研究はほとんどない。

例に、惣道場のありようを、看坊・門徒の実態や東本願寺掛所大信寺そこで本稿では、河内国丹北郡若林村に所在した惣道場立法寺を事

う。さらに、河内(畿内近国)という地域を理解していくうえで、真 されなくても想定し得るような、 で、立法寺という一惣道場を追究する研究意義を模索していく基礎作 の提示にとどまるものではあるが、右のような問題意識をもつこと たり」さを克服していく一つの道筋となろう。本稿は、基本的に事実 論の一環として本稿の事例を位置づけていくことも、さきの「ありき みつけていくような人間関係論)、という視角を導入することとしよ 山・本山掛所との関係論(問題がおきた場合、双方で落としどころを 方策として、単なる力の強弱論ではとらえきれない門徒・看坊と本 いきたいが、そのうえでそうした「ありきたり」さを克服する一つの 自覚しながらも、まずは基礎事実を固めていくことを第一目標として ど)に属するものばかりであろう。本稿ではその「ありきたり」さを 永・寛文期における本末関係の成立、惣道場から自庵へという動きな う事象そのものは、近世真宗史研究の立場からみれば、わざわざ指摘 との関係などから明らかにしていくこととする。ただし本稿で取り扱 宗惣道場はどのような研究意義を有する分析対象なのか、という地域 極めて「ありきたり」な事柄 (寛

嘉永三年(一八五○)建立の太鼓楼の取り壊しに入っており、取り壊年夏から本堂新築工事のため、一八八二年(明治一五)竣工の本堂と(筆者も参加)の活動成果に依拠している。また立法寺は、二○○六書」と「池田家文書」であり、同文書群を調査した摂河史料調査会なお使用史料のほとんどは、大阪大学経済学部所蔵の「若林村文なお使用史料のほとんどは、大阪大学経済学部所蔵の「若林村文

業としていきたい

よび立法寺所蔵文書の調査をおこなっている。し以前に摂河史料調査会で本堂と太鼓楼の建築調査と石造物調査、

お

立法寺の「成立

東本願寺との本末関係の成立

(1)

立法寺が、宗教施設としていつ頃成立したのかを示す一次史料は、いまのところ見つかっていない。一六世紀段階の状況については、わいまのところ見つかっていない。一六世紀段階の状況については、わを「文禄三午ノ年今除地」と記す覚書が掲載されている程度である。と「文禄三午ノ年今除地」と記す覚書が掲載されている程度である。ような境内的な空間が若林村に存在し、その空間を境内たらしめるるような境内的な空間が若林村に存在し、その空間を境内たらしめるるような境内的な空間が若林村に存在し、その空間を境内たらしめるるような境内的な空間が若林村に存在し、その空間を境内たらしめるるような境内的な空間が若林村に存在し、その空間を境内たらしめるるような党内的な空間が若林村の住民のうち真宗を信仰する人びとが、右のような空間・施設をいつ頃から「立法寺」と呼び習わすよとが、右のような空間・施設をいつ頃から「立法寺」と呼び習わすようになったのかは不明である。

末関係を正式に結び、本山から寺号を認められることで、名実ともにこうした歴史的前提を「前・立法寺」とするならば、東本願寺と本

東本願寺『申物帳』(粟津本)寛文六年(一六六六)九月一四日条、(5) 史料2-①~③は立法寺に現存する親鸞・聖徳太子・「三朝高祖」 扣』に書き留められた立法寺本尊・絵像裏書の写しである。 ~寛文期にあたる。これに関する史料が次の史料1~3で、史料1は (七高祖) 絵像の裏書、 「前・立法寺」から現在の立法寺へと性格転換していく時期が、寛永 史料3は前述の安政四年『自庵願ニ付諸事

史料1

(寛文六年九月)

御開山様(印) 九月十日出候」 御賛 河内丹北郡若林村

惣道場

立法寺ト御免

寺号 (印)

【史料2一①】

大谷本願寺釋常如(花押)

寛文八歳戊申仲夏廿八日 書□(シz) 河内国丹北郡若林村、惣道場

親鸞聖人御影

立法寺常住物也

「自庵免許」

※欠損箇所は、表装の際切り取られたことによる(表装時期

は不明、史料2-②も同じ)。

【史料2-②】

本願寺釋常如 (花押

寛文八季戊申仲夏二十 □日〔善〕

上宮太子真影

河内国丹北郡若林村、総〔讀之

立法寺常住物也 自庵免許」

【史料213】

本願寺釋常如(花押)

寛文八年戊申五月廿二日

三朝高祖真影 河州丹北郡若林村、惣道場

立法寺常住物也

「自庵免許」

【史料3】

御尊御裏 写.

釋宣如御印

寛永十七庚辰期重陽

河州丹北郡若林村

木仏尊像

惣道場物也

大谷本願寺釋常如御印

寛文八歳戊申仲夏廿八日書之

親鸞聖人御影 河内国丹北郡若林村 **惣道場常住物也**

本願寺釋宣如御印

寛永十七庚辰期初秋五日書也

教如上人真影 河内国丹北郡若林村

惣道場立法寺常住物

(聖徳太子・七高祖絵像裏書の写しは略)

整理しておこう。 整理しておこう。 整理しておこう。 整理しておこう。 整理しておこう。 整理しておこう。

述が出てくれば、本末関係の成立時期をかなり正確に確定し得るとい述が出てくれば、本末関係の成立時期をかなり正確に確定し得るとい述が出てくれば、本末関係の成立時期をかなり正確に確定し得るとい述が出てくれば、本末関係の成立を対していた。 したである。したがって現存『申物帳』だけをみていては、栗津帳』だけである。したがって現存『申物帳』だけをみていては、栗津帳』だけである。したがって現存『申物帳』だけをみていては、栗津におけである。したがって現存『申物帳』だけをみていては、栗津ボが出てくれば、本末関係の成立時期をかなり正確に確定し得るとい述が出てくれば、本末関係の成立時期をかなり正確に確定し得るとい述が出てくれば、本末関係の成立時期をかなり正確に確定し得るとい述が出てくれば、本末関係の成立時期をかなり正確に確定し得るとい述が出てくれば、本末関係の成立時期をかなり正確に確定し得るとい述が出てくれば、本末関係の成立時期をかなり正確に確定し得るとい述が出てくれば、本末関係の成立時期をかなり正確に確定し得るといれば、本本関係の成立時期をかなり正確に確定し得るとい述が出てくれば、本末関係の成立時期をかなり正確に確定し得るとい述が出てくれば、本末関係の成立時期をかなり正確に確定し得るとい述が出てくれば、本末関係の成立時期をかなり正確に確定し得るといまが出てくれば、本末関係の成立時間を対している。

う利点もある。そして幸いにも立法寺については史料1のような記述

が登場するのである。

ラ免許の願い出を受け付けたことがわかる。 寛文六年九月一四日に粟津家が、立法寺からの親鸞絵像下付および寺下付申請を粟津家が受け付けた日である。よってまず史料1からは、下付申請を粟津家が受け付けた日である。よってまず史料1からは、申物の

しかしその申請は、すぐさま許可され下付・免許にいたったわけではなかった。すなわち、東本願寺門主の花押がすえられ実際に下付さはなかった。すなわち、東本願寺門主の花押がすえられ実際に下付さはなかった。すなわち、東本願寺門主の花押がすえられ実際に下付さに記入されていないが、前後の申請物件にも似たような追筆があり、そこではこの追筆が申年=寛文八年に記されたことがわかる。ここでは年がに記入されたものの、実際に立法寺にそれが授与されたのは、さらにに記入されたものの、実際に立法寺にそれが授与されたのは、さらにに記入されたものの、実際に立法寺にそれが授与されたのは、さらにたの約四カ月後の九月一〇日であったと考えられるのである。したがって、史料1・2にみえるこれらの事柄を整理すると、次のような流れになるであろう。

請を受け付けた。これとほぼ同時期に聖徳太子・七高祖絵像および寺号免許を願い出、取次担当の粟津家が同日にその申(1)寛文六年九月一四日に、立法寺は東本願寺に親鸞絵像の下付

家以外の東本願寺家臣であったと考えられる。の申請もなされたと推測されるが、それらの取次担当は栗津

- (2) ところが、親鸞絵像下付の正式決定は寛文八年までずれこのところが、親鸞絵像下付の正式決定は寛文八年までずれこ
- (3) しかし、この寛文八年五月段階でもすぐに絵像が立法寺に下付されたわけではなく、実際に立法寺側に授与されたのは同けかし、この寛文八年五月段階でもすぐに絵像が立法寺に下

の一つであったといえよう。 の一つであったといえよう。 の一つであったといえよう。 の一つであったというようした一般的な動向をかたちづくった惣道場の一つであったというま号が東本願寺から正式に認められたという意味り、立法寺という寺号が東本願寺から正式に認められたという意味り、立法寺という寺号が東本願寺から正式に認められたという意味り、立法寺という寺号が東本願寺から正式に認められたという意味り、立法寺という寺号が東本願寺から正式に認められたという意味り、立法寺という寺号が東本願寺から正式に認められたという意味り、立法寺という寺号が東本願寺から正式に認められたという意味り、立法寺という寺号が東本願寺から正式に認められたという意味が表示している。

存在である。いずれも本末関係からみた立法寺の正式「成立」を考え七年に東本願寺から下付されたという木仏(本尊)および教如絵像のただし、ここで問題となるのが史料3の記述内容、とりわけ寛永一

式加入したものとみておきたい。

式加入したものとみておきたい。

式加入したものとみておきたい。

式加入したものとみておきたい。

題となろう。

題となろう。

題となろう。

題となろう。

の内容がどこまで正確を期しているかは別問題である。とりれた裏書の内容がどこまで正確を期しているかは別問題である。とりにおける木仏・教如絵像下付自体は嘘ではなかろうが、その写し取らにおける木仏・教如絵像下付自体は嘘ではなかろうが、その写し取らしかし、それでもまだ問題は残っている。史料3が示す寛永一七年

あるならば、寛永一七年段階では寺号免許の申請をともなわないかたでに寛永一七年段階に本山から認められていたことになり、さきに整世した寛文六~八年の寺号免許申請・許可の事実と齟齬をきたすことになる。しかし、もし後者の写しが正確ならば、立法寺という寺号がすまされていないが、教如絵像裏書には「若林村惣道場」とだけあり寺号は史料3をみると、本尊裏書には「若林村惣道場」とだけあり寺号は

①)、同裏書の安政四年写しでは寺号が脱落していること (史料3) 申請がなされたと一応整合させることができる。そして、現存する寛 ら申請されて東本願寺より認可され、あらためて寛文六~八年に寺号 るのが妥当であろう。 であり、寛永一七年段階では寺号免許まではなされていなかったとみ しい点があることからすると、教如絵像裏書の寺号記載は写し間違い からもうかがえるように、写しとしての史料3の質・信憑性には疑わ 文八年親鸞絵像裏書には「惣道場立法寺」とあるのに(史料2-木仏と教如絵像の下付のみが若林村惣道場(「前・立法寺」)か

これらをふまえると、さきの(1)~(3)の前段階として、 (0)寛永一七年(もしくはそれ以前)に木仏・教如絵像下付の申 申請はなされず、まずは寺号をもたない惣道場という寺格で 東本願寺より下付された。ただし、この段階では寺号免許の 五日にまず教如絵像が、ついで九月九日に本尊となる木仏が 請が、若林村惣道場(「前・立法寺」)からなされ、同年七月

前・立法寺」は東本願寺教団に正式加入することとなっ

る。

関係からみた場合、立法寺は、寛永一七年(本尊・教如絵像の下付~ という状況が加味されることになる。したがって、 を整えるにいたったと整理できよう。 絵像の下付)、という二段階を経て「成立」し、一末寺としての体裁 教団への正式加入)と寛文八年(寺号免許、親鸞・聖徳太子・七高祖 東本願寺との本末

(2)八尾御坊大信寺との関係成立

村の東本願寺掛所八尾御坊大信寺によってなされていたことがわか 世後期~幕末の若林村宗門改帳(若林村文書)をみると、立法寺住職 と記されているように、真宗教団においては基本的に惣道場(の住 をなし得る権限)を有するような寺院・僧侶であったことを意味する および同寺を支える若林村門徒の宗門改めが、河内国若江郡八尾寺内 職)には宗判権が認められていなかった。立法寺の場合も同様で、近 に、「其村方門徒宗門印形之儀、惣道場之住持ら相勤候義ハ不相成」 の住職の立場を示した「惣道場并自庵申替之訳」(『故実公儀書上』) わけではない。西本願寺側の近世後期の記録ではあるが、惣道場とそ の末寺になろうとつとめ」いていたといわれるなか、立法寺はその 道場が、精神的・経済的負担の軽減のため、「できれば本願寺の直参 た末寺を、真宗史研究では「直参」と呼んでいる。多くの真宗寺院・ 「成立」の当初から東本願寺の直参末寺となっていたといえよう。 立法寺のように、木仏や絵像といった申物を直接本山から下付され ただしこのことが、惣道場立法寺(の住職)が 宗判権(宗門改め

文書)である ではなぜ大信寺なのか。その鍵をにぎるのが、次の史料4 (池田家

【史料4】

乍憚口上書を以申上候

河州若林村門徒共ニて御座候。 然所二沢田村極楽寺持法二付帰参 寛永一七年には東に属し、

しかも寛文六年には寺号免許・親鸞絵像下

深光院様

御披露

門徒ニても無御座候間、兎角慈願寺へハ自今以後参申事ハ不罷成 代々東本願寺宗ニて御座候得ハ、帰参仕候儀なけかしく奉存候。 二被為成被下候ハ、忝可奉存候。以上 頼可申候。 候。若真参ニも被成被下ましく候ハヽ、いつかたニて成共下寺を ニて御座候ハ、、ケ様之御訴訟ハ申上間敷候得共、慈願寺代々之 無住ニて御座候間、真参ニ被仰付可被下候。尤慈願寺代々門徒共 其節真参奉願候へとも、 左候ハ、門徒共之難義ニ罷成候間、 先当分慈願寺を頼申候。 御了簡之上、真参 然ハ只今慈願寺

被致候砌、

私共も帰参仕候様ニと極楽寺達而すゝめ被申候へ共

河州丹北郡若林村

亥正月

門徒中

史料4からは、 ③慈願寺が無住だったのは延宝六年(一六七八)~天和三年(一六八 六七)、②宛先の「深光院」は大信寺住職常智のことで、延宝五年 藤井寺市)が西本願寺派に「帰参」(転派)したのは寛文七年(一六 林村門徒に対しても西への転派を誘ったが、 三)、という点から作成年の亥年を天和三年にしぼり込める。すると (一六七七)得度、 史料4は年未記入であるが、①河内国志紀郡沢田村極楽寺(大阪府 ①沢田村の極楽寺門徒が寛文七年に西に転じた際、若 同六年より住職就任、享保二年 (一七一七) 没、(3) ②若林村門徒は、 すでに

判権下に入ったが、4一慈願寺が無住状態となり宗判などの寺務に支障 てくれるよう頼み込んだ、という展開が導き出せる。 や価値がなくなってしまい、5新たな宗判寺院をみつけるため、 なかった若林村門徒にとって、慈願寺の配下に入っておくことにもは をきたすようになったため、もともと慈願寺と大して深い付き合いの 係をもってこなかった八尾寺内村の有力寺院慈願寺に近づき同寺の宗 いた矢先だったのでこの誘いを蹴った、③その際、「真参」の一環と 付を東本願寺に願い出、 村門徒は西への転派もちらつかせながら、大信寺に対して配下に入れ して宗判寺院を決めなければならなかった若林村門徒は、それまで関 東との本末関係(「真参」)を強めようとして

さらに中世以来の歴史をもつ慈願寺も、慶長期に成立した大信寺も、 ぐるさまざまな動揺が横たわっていたのである 引きにかかっていた、という一七世紀後半の河内真宗門徒・寺院をめ まで宗門改め上の檀家を確保できるかは、多分に門徒との微妙なかけ この時点ではいまだ河内門徒に対する影響力が絶対的ではなく、どこ か、 の整備も進み、各人が宗判寺院を最終決定する必要に迫られていたな には、A)寛文期における宗門改制度の本格化を刺激として、本末関係 はそれ以降)に大信寺の宗判権下に入ったのであり、しかもその背景 つまり若林村の東本願寺派門徒は、自らの意思で天和三年(もしく 河内の門徒も宗派と宗判寺院の選択に心を揺るがされていた、B

末寺なので、門徒自らの意思で大信寺の宗判権下に入ったといって 前述したように、 立法寺は申物を東本願寺から直接下付された直参

立法寺の看坊と若林村門徒

=

林村門徒のありようをみていくこととしよう。
次に本章で、惣道場立法寺の住職=看坊の実態と、同寺を支えた若

(1) 立法寺の看坊

立法寺が東本願寺と正式に本末関係を結ぶようになった寛永~寛文の治司を書しているのところ不明である。そうした史料的条件のなか、立法寺住職がいまのところ不明である。そうした史料的条件のなか、立法寺住職が中、どういう人物が住職をしていたのか(出家した典型的な僧侶期に、どういう人物が住職をしていたのか(出家した典型的な僧侶期に、どういう人物が住職をしていたのか(出家した典型的な僧侶期に、どういう人物が住職をしていたのか(出家した典型的な僧侶が、近法寺が東本願寺と正式に本末関係を結ぶようになった寛永~寛文(池田家文書)である。

(史料5)

せていくことにもなるのである

一札之事

可申候。為後記一札如件。 大へ毛頭御難儀かけ申間敷候。尤其方ó指図次第義霊此方へ請込然上ハ義霊僧ニ付如何様成ル義出来候共、早速此方へ引請埒明其然上入義霊僧ニ付如何様成ル義出来候共、早速此方へ引請埒明其

享保廿一辰年三月廿三日 河州河内郡上之嶋村

立法寺看坊の場合も、少なくとも一八世紀半ばまでは右のような性

請人 本廣寺 (印

同国同郡福万寺村

親光蓮寺(印

下等中河州丹北郡若林村 庄屋 河州丹北郡若林村

享保二一年三月、上之島村本廣寺住職を勤め続けることにな半俗ではないれっきとした僧侶が立法寺住職を勤め続けることになこの義霊以前の住職の実態は不明だが、少なくとも義霊以降は、半僧この義霊以前の住職の実態は不明だが、少なくとも義霊以降は、半僧の表別の主にない。

東料5にあらわれる「看坊」とは、「惣道場(中略)を、所属の寺 とは門徒から委任されて管理する僧」と説明されるような存在であ る。また彼らは、「留守居役の性格であり」「原則的に世襲せず道場を 私有化していなかった」ため、「寺役を勤める期間が数年でめまぐる しく替わ」ることが少なくない僧侶でもあった。たとえば上場が分析 した河内国茨田郡南寺方村極楽寺(真宗大谷派、大阪府守口市)の場 合、文政八年(一八二五)~安政四年(一八五七)の三二年間に、七 人の僧侶が入れ替わり立ち替わり極楽寺の看坊として入寺しており、 しかもその出身地は摂津・近江という畿内近国のみならず、加賀・三 である。また彼らは、「留守居役の性格であり」「原則的に世襲せず道場を 本名。また彼らは、「留守居役の性格であり」「原則的に世襲せず道場を と、文政八年(一八二五)~安政四年(一八五七)の三二年間に、七 人の僧侶が入れ替わり立ち替わり極楽寺の看坊として入寺しており、 と、、所属の寺 で、文政八年(一八二古)~安政四年(一八五七)の三二年間に、七 大の僧侶が入れ替わり立ち替わり極楽寺の看坊として入寺しており、 と、、所属の寺

格を有していたようで、義霊入寺の五年後、寛保元年(一七四一)四格を有していたようで、義霊入寺の五年後、寛保元年(一七四三)に入寺してきたのが泰應(出身・請人ともに不明)でた。この恵暁もわずか二年ほどしか看坊職を勤めず、かわって寛保三年(一七四三)に入寺してきたのが泰應(出身・請人ともに不明)であった(文化六年〔一八〇九〕『本堂庫裏建修覆願書写』、池田家文書)。そしあった(文化六年〔一八〇九〕『本堂庫裏建修覆願書写』、池田家文書)。

このように義霊―恵暁―泰應の代から性格を変化させ始める。す出身地の広域性、という上場が見出した摂河看坊の特徴を共有してい出身地の広域性、という上場が見出した摂河看坊の特徴を共有してい場も不明とせざるを得なかったのと同じく、本稿においても未解明であり今後の課題としたい。

古のように義霊―恵暁―泰應までは、短期交替性・非世襲性およびしてきた立法寺であったが、泰應の代から性格を変化させ始める。す

在のように「八世紀半はまでは、短期間に次々と新しい看現が入寺ものような身請証文(池田家文書)である。 をかち、それまで数年単位で交替してきた看坊職を、泰應は三五年間 動め続け、さらに泰應以降は世襲によって立法寺看坊が担われていく のである。それを示すのが、安永七年(一七七八)に河内国丹南郡野 中村(大阪府藤井寺市)の和介が、立法寺 同行 衆中に差し出した次 中村(大阪府藤井寺市)の和介が、立法寺 同行 衆中に差し出した次 中村(大阪府藤井寺市)の和介が、立法寺 同行 衆中に差し出した次 中村(大阪府藤井寺市)の和介が、立法寺 同行 衆中に差し出した次 中村(大阪府藤井寺市)の和介が、立法寺 同行 衆中に差し出した次

【史料

身請証文之事

不残私方江引取可申候。為後日一札依如件。 圓不埒之儀有之か、村中同行衆気ニ入不申候ハ、、何時ニ而も家内 してい、新発意泰圓看坊職預り、家内五人相勤居申候。万一右泰 は致隠居、新発意泰圓看坊職預り、家内五人相勤居申候。万一右泰 は対決土真宗本願寺末寺立法寺看坊地、永々泰應相勤候所、此度

安永七年戌極月

野中村

和介(印

同行衆中

若林村惣道場立法寺

看坊職を息子の泰圓に世襲させ得る条件が整ったといえよう。そして(あるいは当初から家族持ちで入寺してきた可能性もあり)、結果、わたって居続けたことで、彼はその間に家族をもつことが可能となり譲っていたことが判明する。泰應が、短期間で立法寺を去らず長期に譲っていたことが判明する。泰應が、短期間で立法寺を去らず長期にこから泰應が、寛保三年の入寺以降、安永七年一二月までの三五

【史料7】

息子の圓随に看坊職を譲っていたのであった。

年(一八二九)四月までの五〇年余看坊を勤め、自らも家族をもち、次の史料7(池田家文書)にあるように、その泰圓もまた、文政一二

一札

一此度其御村惣道場立法寺看坊相勤候圓随并父泰圓・母りか・妹八

いうのも三代目の圓随は、少なくとも慶応三年(一八六七)までは住

とはいえ、三代続いた泰應家もずっと安泰だったわけではない。と

村方へ少も御難儀懸申間敷候。為後日依而如件。上者此者ニ付如何様之六ヶ敷義致出来候共、私方へ引取急度埒明御重・弟圓隆〆五人、我等親類ニ而御座候ニ付請人ニ相立申候。然ル

文政十二丑四月

摂州大坂堂嶋中三丁目

本人 圓随 (印)

請人 近江屋伊兵衛

印

河州丹北郡若林村

御同行衆中

こうして、泰應の代までは非世襲であった立法寺の看坊は、泰應入寺後、泰應―泰圓―圓随と世襲されるようになった。入寺する新看坊の前人が、非世襲時代では同じ宗派内の他寺院(の住職)であったのに対し、世襲時代に入ってからは俗人(史料7では親類。史料6の野中村和介も親族か)となっているのも、立法寺看坊が家族持ちとなりまがが世襲されるようになったことと関連しているかもしれない。また、上場が検出した極楽寺看坊が、近世後期~幕末にいたっても非世た、上場が検出した極楽寺看坊が、近世後期~幕末にいたっても非世まがあったまり、同じ河内の看坊といっても、その実態と性格にはかまがおきており、同じ河内の看坊といっても、その実態と性格にはかまりの多様性があったことがうかがわれる。そして、このように立法寺看坊の「家」が成立したことが、のちに自庵化運動を可能にさせた寺看坊の「家」が成立したことが、のちに自庵化運動を可能にさせた寺看坊の「家」が成立したことが、のちに自庵化運動を可能にさせた中のの歴史的条件となっていくのであった。

職を勤めていたことが判明するものの(『本堂并庫裏建修覆御公儀願 てしまったと想定されるからである。そして、かわって一八七九年 の後いつまで住職を続けていたのかは不明で、家も若林村から離村し 百姓代庄八郎・庄屋七郎右衛門「差上申一札之事」、若林村文書)、そ (明治一二)六月より立法寺住職を勤めることになったのが、河内国 件記録并瓦願一件』収録の慶応三年六月二三日付信楽代官宛圓随

であった 田七平「寺院住職御届」、池田家文書)。 丹北郡東瓜破村敬正寺(真宗大谷派、大阪市平野区) (明治一五年一一月付大阪府知事宛榛間法海・若林村戸長池 住職の榛間法海

の息子、現住職)と、榛間家が現在にいたるまで立法寺住職を継いで 実態としてはその後、法救(法海の弟)―三雄(法救の息子)―順 まのところ不明である。そうした重要点について課題を残すものの、 た次代の立法寺住職としてなぜ敬正寺の榛間法海が選ばれたのかはい 泰應家による住職世襲がなぜ圓随の代で途絶えてしまったのか、ま (三雄

ていたようである。 るべき法務が成文化され、 田家文書)にあるように、新看坊の就任時に、立法寺住職として勤め なお近世では、次の安永三年(一七七四)「立法寺勤方ケ条書」 門徒と新看坊との間でそれが取り交わされ (池 いくことになる。

(史料8)

覚

葬礼之儀、 向後末々之門家まで七条掛ケ可申事

> 退夜御前ニ而花束有之候ハ、、 并ニ末々者右衣ニ而も雪踏ニ而無供相勤事 絶 物二不構法談可致事

年忌・退夜ニハ六種引ニ勤可申事

祠堂退夜三種引ニ法談可致事

両度彼岸七中夜何ニ而も休晩法談可致事

寄勤之節、 同行常音二応相勤事

報恩講之儀、 村方年頭礼之儀、御門家之分者末々まで相納可申事 絶物ニ不構六種引ニ法談可致事

村方子供我侭ニ呵勘致間敷事

年忌法事、先祖大切成ル時者、

大経読可申事

毎日朝夕正信経・御文可裁事

夕時朝時暮六ツ時限大鼓打可申事

朝時明六ツ時限大鼓可打事

道場何事ニ不寄同行ニ相尋可致事

泰圓儀、 此節見習之事ニ候得ハ、絶物ニ不構相勤可

右之通安永三年午二月廿四日之晩申渡ス書付写

立法寺勤方ケ条書

職を受け継ぐことが門徒と泰應との間で内定し、看坊の継承が支障な 泰圓に看坊職を譲る四年前にあたる。正式な看坊引継年とはややずれ 申し渡された。当時はまだ泰應が看坊を勤めていた頃で、泰應が息子 安永三年二月二四日、 最終箇条から判断するに、 右のような勤方書が門徒側から立法寺看坊に 安永三年二月段階で泰圓が次期看坊

書が作成されたと考えられる。 法務の内容を早いうちからたたき込んでおくために、この時期に勤方く進むよう、あらかじめ泰圓を住職見習とし、看坊として勤めるべき

条)、という事柄であった。 条)、という事柄であった。 条)、という事柄であった。 条)、という事柄であった。

であったといえよう。 こうした成文化がいつ頃からなされるようになったのかは不明だ ま務内容の成文化と取り交わしは、短期間で去る可能性の高い看坊と していた頃からすでにおこなわれていた慣行であったと推測される。 していた頃からすでにおこなわれていた慣行であったと推測される。 であったといえよう。

(2) 立法寺を支える若林村門徒

を前提にそのことを確認していこう。 占めていたのであろうか。立法寺門徒が若林村内に限られていること それではその当の立法寺門徒は、若林村のなかでどれほどの割合を

近世前期の若林村は、堺奉行役知・幕領・旗本喜多見氏知行所と複雑に領主が変遷するが、宝永二年(一七〇五)以降は基本的に幕領おは、うち幕領が二〇〇石三斗六升五合、戸田領が一八七石八斗九升で合、うち幕領が二〇〇石三斗六升五合、戸田領が一八七石八斗九升で合、うち幕領が二〇〇石三斗六升五合、戸田領が一八七石八斗九升であった(その間、大坂城代役知となる時期もあった)。相給村であるので、当然宗門改めも領主ごとになされるわけだが、現段階で幕領・人口変遷を見、そのなかで立法寺門徒が占める割合を算出すべきであるが、ここではひとまず、文久三年宗門改帳から得られる情報を基礎るが、ここではひとまず、文久三年宗門改帳から得られる情報を基礎るが、ここではひとまず、文久三年宗門改帳から得られる情報を基礎るが、ここではひとまず、文久三年宗門改帳から得られる情報を基礎るが、ここではひとまず、文久三年宗門改帳から得られる情報を基礎を料として分析を進めていきたい。

徒数もこれと同数と想定されるが、若林村の大信寺檀家=立法寺門派)。とすると、大信寺の配下寺院であった惣道場立法寺を支えた門とがわかる(同じ真宗のなかでは、一軒を除いて全軒が東本願寺とがわかる(同じ真宗のなかでは、一軒を除いて全軒が東本願寺とがわかる(同じ真宗のなかでは、一軒を除いて全軒が東本願寺とがわかる(同じ真宗のなかでは、一軒を除いて全軒が東本願寺とがわかる(同じ真宗のなかでは、一軒を除いて全軒が東本願寺とがおかる。ここから、幕末期には七五軒中の五八軒、村内軒数の七

文久3年若林村の宗派別人口

領主	檀那寺・宗派・居村	軒 数	人数
幕領	大信寺(真宗東本願寺派、八尾寺内村)	21軒+立法寺	97名
	法明寺(融通念佛宗、西喜連村)	3 軒	14名
	本了寺(法華宗、若林村)	2軒+東池庵	7名
	計	26軒+立法寺・東池庵	118名
私領	大信寺	37軒	178名
	本了寺	11軒	55名
	顕証寺(真宗西本願寺派、久宝寺村)	1 軒	4名
	計	49軒	237名
	全計	75軒+立法寺・東池庵	355名

典拠) 文久3年宗門改帳(若林村文書)

出た願書

することはかなり困難である 一法寺門徒数とその推移を確定 このように、 若林村における

る

蔵文書)

ь́

「若林村惣道場立法寺十三日講中」が宛先となってい

(七里道恵・若林蔵人連署、

立法寺所

に下付された門主消息の添え状

まったく登場しない例も少数な 者七二名中に、家の関係者が 年に立法寺門徒が自庵化を願い 七)の私領方宗門改帳 ある。また、安政四年 檀家五八軒と二四軒もの開きが ほぼ同時期の文久三年の大信寺 に三四軒あると記されており、 寺門徒が慶応三年段階で若林村 微妙な問題である。たとえば慶 がら存在している。 れた大信寺檀家のなかには、 三軒之者共門徒ニ而」と、立法 15には、「同寺之儀者東本願寺 といえるかどうかはかなり をみると、そこに登録さ (一八六七) の後掲史料 村方百姓甚兵衛外三拾 (後掲史料12) (若林村 (二八五 の連署 同 念書」 間治部卿法橋が記した添え状 九日講中」宛に出されたものであった。また、享保八年(一七二三) 講も結成していた。たとえば、 たるまでそれほど大きく変動していなかったことは間違いなかろう。 あったようだが、立法寺門徒数が少なくとも近世後期以降、 政四年の自庵願書および明和八年の存念書に署名した人びとは、 久三年の五八軒や慶応三年の三四軒という数字との開きからして、 願書(後掲史料12)の連署者数七二名とほぼ一致するからである。 ようである。というのも、 て、 は、 家は惣道場立法寺を支える門徒であった、と考えておきたい 字をもとに、幕末においては大信寺檀家のうち少なくとも半数以上の が、 しも宗門改め上の戸主ではなく、 (「御書」) が立法寺に下付された際、東本願寺家臣の粟津勝兵衛・下 このほか若林村の立法寺門徒は、早くから同寺を支えるさまざまな なお立法寺門徒数は、 当初は大信寺檀家=立法寺門徒だったのが、人口変動などによっ 徐々に大信寺檀家>立法寺門徒となったのかもしれない)。 現段階では、文久三年の五八軒および慶応三年の三四軒という数 (後掲史料11) に署名した人数 一八世紀後半以降はほぼ同数を保持してい 明和八年(一七七一)の「立法寺惣同行存 (立法寺所蔵文書) 別の論理・基準で署名した人びとで 元禄六年(一六九三)に門主消息 (七三名) が、 は、「若林村立法寺 安政四年の自庵 幕末にい (あるい

文

末ニ而、

応三年

さらに、時代はだいぶ下るが、安政六年(一八五九)に「立法寺世 ||

成され、どういった活動をしていたのかは不明で、今後の課題としたといえよう。ただし、それらの講が立法寺門徒のなかでどのように構もの講を組織して惣道場立法寺や掛所大信寺そして本山を支えていたは研究史的にはよく知られた事柄である。立法寺門徒もまた、いくつ真宗門徒がさまざまな講を結成し、信仰の活動母体としていたこと

安政四年の自庵化運動

上げていきたい。
本章では、ここまで確認してきた基礎事実を前提に、立法寺をめぐ

(1) 明和七年の葬礼導師問題

立法寺門徒と掛所大信寺との間の軋轢事例として最初に確認できる立法寺門徒と掛所大信寺との間の軋轢事例として最初に確認できる。次の史料9は、のが、明和七年(一七七〇)の葬礼導師問題である。次の史料9は、

(史料9)

口上之覚

成候間、其段御聞届可被下候。乍併御列座衆御招請申上度節者御難儀候間、若林村惣門徒立法寺江御預ケ置不被下候而ハ手支ニ罷節、御届相済不申已前ニ形付不相成義ニ御座候哉、左様候而ハ及

明和七年寅九月

届

可申上候。右之段御聞置可被下候。已上

若林村惣同行

惣代 甚助 (印)

御列座中様

八尾御坊

明和七年、若林村の甚兵衛(北山内家、幕領方の年寄層)が亡くなった際、甚兵衛家および立法寺門徒は、村内倹約中でもあるとしなった際、甚兵衛家および立法寺門徒は、村内倹約中でもあるとしなった際、甚兵衛家および立法寺門徒は、村内倹約中でもあるとしにも数多く呼んで賑々しく葬礼をおこなうところなのであろうが、今個も数多く呼んで賑々しく葬礼をおこなうところなのであろうが、今回に限っては、村内倹約中のため、僧侶を立法寺住職に一本化し葬礼を簡素化しようとしていたのである。

大信寺に知れ、立法寺住職は大信寺から注意をうける羽目になる。それでも門徒側は引き下がらず、大信寺から苦情が出れば責任は門徒それでも門徒側は引き下がらず、大信寺から苦情が出れば責任は門徒それでも門徒側は引き下がらず、大信寺から苦情が出れば責任は門徒ところが当時の立法寺住職泰應は、導師を引き受けるには大信寺側ところが当時の立法寺住職泰應は、導師を引き受けるには大信寺側

う、大信寺に願い出たのであった。信寺の事前許可なしでも立法寺住職が葬礼導師をつとめてもいいよはなく門徒側にあるとして立法寺住職を擁護するとともに、今後は大こでこの知らせをうけた門徒側は、今回の一件の責任は立法寺住職で

右の一件の結末は不明であるが、ここから一八世紀後半には、葬礼 有の一件の結末は不明であるが、ここから一八世紀後半には、葬礼 高の一件の結末は不明であるが、ここから一八世紀後半には、葬礼 高いた大信寺が、近世後期になると、今度はその宗判権下にあることを門徒側が「縛り」と意識するよと、今度はその宗判権下にあることを門徒側が「縛り」と意識するよと、今度はその宗判権下にあることを門徒側が「縛り」と意識するよと、今度はその宗判権下にあることを門徒側が「縛り」と意識するよと、今度はその宗判権下にあることを門徒側が「縛り」と意識するよと、今度はその宗判権下にあることを門徒側が「縛り」と意識するようになっていたことも、右のような軋轢を生じさせた一因であったろうになっていたことも、右のような軋轢を生じさせた一因であったろう。

(いずれも法華宗)に加えて、「御坊」(大信寺住職)と列座衆の聞成三十三回忌法要でも、立法寺および若林村の他宗寺院本了寺・東池庵否定されていないのであり、現に明和八年(一七七一)の東山内家のとするものでもなかった。史料9でも葬礼に大信寺を呼ぶこと自体はとはいえ、こうした立法寺門徒のうごきは、大信寺をたえず「敵対とはいえ、こうした立法寺門徒のうごきは、大信寺をたえず「敵対

住職になるべく置いておきたい、ということであったとみるべきであは、単なる大信寺支配からの離脱ではなく、宗判寺院・上寺的存在としての大信寺との付き合いは保持しつつも、日常の「寺役法用」をめ書)。したがって、立法寺門徒が一八世紀後半以降希求していたの書)を、門徒そして立法寺でる判断権(葬礼時にどの寺を呼ぶのかなど)を、門徒そして立法寺でる判断権(葬礼時にどの寺を呼ぶのかなど)を、門徒そして立法寺であったとみるべきであり、単なるべきであり、

(2) 明和八年の立法寺印形問題

年寄と立法寺同行が作成した「存念書」(池田家文書)である。の印形管理権をめぐって問題がおきた。史料10-①はその際、若林村葬礼導師問題がおきた直後の明和八年(一七七一)、今度は立法寺

【史料10-①】

か、御尋被成候故、左ニ申入候。

一付、年寄共右之段申入候処、左候ハ、年寄共・同行共之存念い処、仕来り不宜候間、庄屋方ゟ立法寺へ相渡シ候哉、無左候ハ、本寺へ申達可及沙汰段被申候ニ付、当寺看坊泰應村方へ被申達候本寺へ申達可及沙汰段被申候ニ付、当寺看坊泰應村方へ被申達候本寺へ申達可及沙汰段被申候ニ付、当寺看坊泰應村方へ被申達候本寺へ申達可及沙汰段被申依に、当時立法寺の形と、

出候義何分不得心ニ御座候間、是迄之通御預り被成、入用之節者配庄屋中へ預ケ置毛頭無滞済来候義、此度大信寺ゟ新規之義被申右之通大信寺ゟ被申候得共、私共不承知ニ御座候訳者、往古ゟ支

この一件は、印形の管理主体に象徴される立法寺の管理権につい

存念書如件。

方一差支等有之候而者恐多存候ニ付、私共者是迄之通致度候ニ付万一差支等有之候而者恐多存候ニ付、私共者是迄之通致度候ニ付行中へ預り申候而も銘々農業ニ罷出候跡、御公儀様御触等有之、知者之事ニ候得者、大切之印形預ケ申儀不承知ニ御座候。村方同知法寺看坊ゟ用向申入印形押被申候様致度候。看坊之儀者何時不立法寺看坊ゟ用向申入印形押被申候様致度候。

明和八年卯

一カ条目から、立法寺の印形は、これまで若林村の庄屋が管理し、必要に応じて立法寺住職がそれを借り受けて押印してきたが、明和八必要に応じて立法寺住職がそれを借り受けて押印してきたが、明和八必要に応じて立法寺住職がその慣行を問題視するようになり、ときの立法寺住職泰應を大信寺に呼び出して、庄屋から立法寺印形を取り戻すように、さもなくば東本願寺に出訴する、と泰應に迫っていたことがわかる。そしてその知らせをうけた若林村役人と立法寺印形を取り戻すら大信寺が「新規」の主張をすることは理解しがたい、②そもそも看ら大信寺が「新規」の主張をすることは理解しがたい、②そもそも看ら大信寺が「新規」の主張をすることは理解しがたい、②そもそも看ら大信寺が「新規」の主張をすることは理解しがたい、②そもそも看ら大信寺が「新規」の主張をすることは理解しがたい、②そもそも看ら大信寺が「新規」の主張をすることは理解しがたい、②そもそも看ら大信寺が「新規」の主張をすることは理解しがたい、②そもそも看ら大信寺が「新規」の主張をすることは理解しがたい、②そもそも看ら大信寺が「新規」の主張をすることは理解していきないの結果、次のような対象に任すするとは、といったが、できるかどうか甚だ心許ない、倒したがってこれまで通り、立法寺の印形は庄屋のもとで管理していきたい、という言語がより、これを開発していきたいた。

なかったろう。

しどころのみつからない完全対立の構図に陥ってしまったかにみえ

史料10-①だけをみていると、立法寺門徒と大信寺の関係は、

落と

「村」が介在することが、即、本末関係の形骸化につながるわけでも、東本願寺―大信寺―立法寺―門徒という教団の本末関係とは別次て、東本願寺―大信寺―立法寺―門徒という教団の本末関係とは別次て、東本願寺―大信寺―立法寺―門徒という教団の本末関係とは別次で、東本願寺―大信寺―立法寺―門徒という教団の本末関係とは別次で、東本願寺―大信寺―立法寺―門徒という教団の本末関係とは別次で、東本願寺―大信寺―立法寺―門徒という教団の本末関係とは別次で、東本願寺―大信寺―立法寺―門徒という教団の本末関係とは別次で、東本願寺―大信寺―立法寺―門徒という教団の本末関係とは別次で、東本願寺―大信寺―立法寺―門徒という教団の本末関係とは別次で、東本願寺―大信寺―立法寺―門徒という教団の本末関係とは別次で、東本願寺―大信寺―立法寺―門徒という教団の本末関係とは別次で、東本願寺―大信寺―立法寺―門徒という教団の本末関係とは別次の形骸化につながるわけでも

10-①で示した意向は、絶対反対という強硬路線であった。 むしろここで重視すべきは、この印形一件が前年の葬礼導師一件の であっただけに、大信寺側もそれまで黙認してきた印形の管理慣行 を、門徒の相対化志向を助長させかねないものとして急に神経を尖ら を、門徒の相対化志向を助長させかねないものとして急に神経を尖ら せるようになり、印形返還を求めることで門徒のうごきを牽制しようとしていたと想定されるのである。そしてそれに対して門徒側が史料 としていたと想定されるのである。そしてそれに対して門徒側が史料 としていたと想定されるのである。そしてそれに対して門徒側が史料 としていたと想定されるのである。そしてそれに対して門徒側が史料 としていたと想定されるのである。そしてそれに対して門徒側が史料 としていたと想定されるのである。

(池田家文書)もつくられていたのであった。

【史料10-②】

(史料10 - ①とほぼ同文のため略)

反対路線だけに凝り固まっていたのではなく、看坊に印形管理を任せる。つまり、大信寺からの印形返還要求をうけて、立法寺門徒は完全庄屋のかわりに同行中の年行司に管理を任せてほしいと述べられてい交替していく看坊に印形を管理させるのは不安であるとして、今後はここでは、大信寺の言い分に一応理解を示しながらも、やはり短期の対路線だけに凝り固まっていたのではなく、看坊に印形管理を任せる。つまり、大信寺の言い分に一応理解を示しながらも、やはり短期に対路線だけに凝り固まっていたのではなく、看坊に印形管理を任せる。

は、次の史料11にあるように後者の融和路線であった。避しようともしていたのである。そして最終的に門徒側が選んだ道者が変化しないような譲歩―をみせることで大信寺との完全対立を回

行司(惣代)は村役人層とも重なっていたので、実質的には印形管理

られないという門徒側の意向を主張しつつも、

譲歩の姿勢―同行の年

【史料11】(池田家文書)

無之様ニ可仕候間、向後同行中江御渡可被下候。為其一札如件。無力が法寺印形之義ハ、支配之庄屋中江預ケ置候而、入用之節者と開下の後之義ハ立法寺印形此方同行江御渡可被下候。看坊之義ハで時不知者之事故、立法寺附同行共存念相談相極メ候趣ハ、大信寺合被申儀表尤ニ存候。立法寺静同行共存念相談相極メ候趣ハ、大信寺合被申儀表尤ニ存候。立法寺静同行共存念相談相極メ候趣ハ、大信寺合被申儀表尤ニ存候。立法寺前行江御渡可被下候。看坊之義ハ何時不知者之事故、立法寺同形此方同行江御渡可被下候。看坊之義ハ何時不知者之事故、立法寺同行年行司江預り、入用之節致持参押可申候。尚又大信寺江持参之節も、看坊ニ年行司差添罷越用向相利押可申候。其外右印形此方江預り申上者、いか様之義致出来候料同行江引請相捌可申候。 御公儀様御触之節も早速持参仕差支共同行江引請相捌可申候。 御公儀様御触之節も早速持参仕差支共同行江引請相捌可申候。 御公儀様御触之節も早速持参仕差支共同行江引請相捌可申候。

次郎兵衛(印)

明和八年卯五月

(ほか七二名略)

が、そうした温度差を抱えつつも、門徒の総意としては大信寺との間と柔軟、二つの存念書が用意されていたということは、大信寺との向と柔軟、二つの存念書が用意されていたということは、大信寺との向と柔軟、二つの存念書が用意されていたということは、大信寺との向と柔軟、二つの存念書が用意されていたということは、大信寺との向

よってその意向自体が潰されぬよう、柔軟な対応をみせる立法寺門徒問題と同様、大信寺の影響力の相対化をはかりつつも、完全対立にで落としどころを探る方向が選ばれたのであった。ここにも葬礼導師

(3) 安政四年の自庵化運動

の姿がうかがえよう。

【史料12】

乍恐奉願上候

河内国丹北郡若林村

惣道場

立法寺(印)

看坊

圓随 (花押)

篤与相調候処、相談一統相決立法寺附之同行壱人茂不洩名前印形共、猶後々故障等之筋合出来可仕哉甚不容易之事故、惣同行打寄右者圓随儀、門徒共一統帰依仕、惣道場を自庵ニ仕度奉存候得

御慈悲ヲ以願之通速ニ御許容被為 仕此度自庵御願奉申上候間、 何卒右之趣宜敷被為 成下候ハ、同行共一同難有奉 仰上下候而、

存候。以上

安政四丁巳年

河内国丹北郡若林村

惣同行

甚助

印

(ほか七一名)

集会所

御月番

への願書提出は五月一一日になされたことがわかる。またそれに先立 た『八尾御坊願込願書写』(池田家文書)によると、東本願寺集会所 史料12は月日未記入であるが、この自庵願いの一件文書を書き留め

に対し、自庵願いを本山に取り次いでくれるよう願い出がなされてお 五月九日に大信寺の許可を得ていた(『八尾御坊願込願書写』)。

四月一六日には看坊圓随と「若林村御直参門徒」の連名で大信寺

そうした寺格昇進運動に、立法寺門徒は安政四年に邁進するようにな の場合であれば、施設としての寺格昇進(惣道場から自庵へ)ととも 事象である。その昇進には二つの意味合いがこめられており、立法寺 みられる寺格昇進運動の一つとして近世真宗史研究で注目されてきた 坊)が私有することを本山が認めたことを示す用語で、近世を通じて 住職の僧格昇進 「庵とは、それまで門徒が管理してきた真宗道場を、道場主 (看坊から自庵へ) を意味するものでもあった。 (看

るのである。

それでも許可されず一五日に三度目の願書を差し出した。そしてよう あった(『八尾御坊願込願書写』。「惣道場」文言が合点で抹消され 影」「御開山様御影」「信浄院様御影」が立法寺側に下付されたので 庵免許」と加印された「木仏尊像」(本尊)、および「太子・七高祖御 やく一七日にいたって許可がおり、自庵免許状とともに、裏書に「自 はおりず、一三日にいったん却下され同日中に二度目の願書を提出、 が本山に願書を提出したのと同じ日に、 自庵願いを認めてくれるよう願い出た。ところが本山の許可はすぐに 「自庵免許」の印鑑が押印された史料2-①~③も参照)。 立法寺門徒の意をうけた八尾御坊輪番(列座惣代)常音寺は、門徒 同じく本山集会所へ立法寺の

に記されている(『自庵願ニ付諸事扣』、池田家文書)。 いた山内孝治郎(東山内家。史料12の甚助の息子)の日誌に次のよう その事情は、今回の運動のため実際に門徒代表の一員として上京して 本山は、なぜ立法寺の自庵願いをすんなりとは認めなかったのか。

【史料13】

之候ニ付、 江ハ是迄ノ通相守我侭申間敷一札取置候様申上候へ者願書差出候 庵ニ仕候而同行我侭ニ仕候而、 処、此度自庵ニ相成候而以来御坊所ニ差支ニ相成候哉、 願書集会所江差上候処、 十一日九ツ時、 八尾御坊所二者差支之有無御尋二付、 自庵願同行連印願書、 御坊所申旨不相用願出候村方も有 八尾御坊列座惣代常音寺ゟ 常音寺

合御

坊所 外寺も自

付、宿御尋ニ付村田五左衛門と申置。様被仰付、筆工ニ願書相認させ差上候へ者、何分相窺候様被

仰

得たのであった。

いたであろうことは想像に難くない。八年の一件でみせつけたような、掛所に対する相対化志向が含まれてではなかったろうが、この「我侭」のなかに、立法寺門徒が明和七・したすべての寺・門徒が、本山の懸念する「我侭」な行動に出たわけ

また。 度と願書を書き替えなければならなくなったとはいえ、結局のところ、わずか一週間程度の交渉で立法寺の自庵願いは許可されたのであった。そしてそれが可能となったのは、とりもなおさず、門徒側が大信寺に対する忠誠をすぐさま表明したからであった。 明和以来、八尾御坊の影響力相対化に努めてきた立法寺門徒のうごきからすると、この段階での忠誠表明は、自分たちの相対化志向を一きからすると、この段階での忠誠表明は、自分たちの相対化志向をしてきた門徒代表にとっては織り込み済みの事柄であったと想定される。というのは、上京する以前の安政四年四月段階で、「立法寺世話る。というのは、上京する以前の安政四年四月段階で、「立法寺世話る。というのは、上京する以前の安政四年四月段階で、「立法寺世話る。というのは、上京する以前の安政四年四月段階で、「立法寺世話る。というのは、上京する以前の安政四年四月段階で、「立法寺世話なる。というのは、上京する以前の安政四年四月段階で、「立法寺世話なる。というのは、上京する以前の安政四年四月段階で、「立法寺世話なる」と明和以来、八尾御坊の影響力相対化に努めてきた可能が、次のよる。というのは、というのように表情がある。

【史料14】

差入申一札之事

京都 御本山表斗自坊之儀一同御承知被下候処実正也。然ル上者并世話人中より折入而御願申候ニ付、万端是迄通看坊住職ニ而、一当村立法寺儀者、往古ゟ看坊ニ而寺務仕罷在候。然ル処此度拙僧

デース・ ここの 御公儀様始御領主様・八尾御坊所并御村方表之儀者、在来之通看

坊寺務大切ニ可仕候。

但シ御本山表斗、外後々自坊之儀一切申出間敷候。

帰依之有之節ハ、速ニ退寺可仕候。其砌是迄通看坊住職ノ姿ニ向後拙僧住職ニ付、不法之筋合ニ而も有之候歟、又者門徒中ゟ不

而御取斗可被成侯。其時一言之申分無御座侯。

切申問敷候。 取斗可被成候。後住之儀ニ付、拙僧より所存相立不申、且故障一 共、又者外ゟ後住僧御取極メ被下候共、一統門徒中之心任せニ御 一拙僧及老年ニ寺務難相成候而、新発意ニ而も後住御取極被下候

附り、後之住職幾度ニ而も同前之事。

斗可被成候。拙僧退寺之仕義ニ自然与相成候共、其侭寺付ニ差置御本尊様始御仏具廻り其外寺付之什物道具等之儀、在来之通御取

可申事。

一寺附祠堂経料之儀、在来通万端同行御支配可被成候。

候寺ハ受納仕候。
一切仕間敷候。諸願等之事者信心次第ニ而、少々之懇志被 相運一切仕間敷候。諸願等之事者信心次第ニ而、少々之懇志被 相運一切仕間敷候。尤身分ニ付奢ケ間敷儀致、後々門徒中江無心等之儀(自持身分ニ付諸願入用并官職願ニ付御冥加銀之儀、割符記帳ハ決

者、又者当村ニ新規ニ家名相立候者有之候共、立法寺付之檀家ニ唱、一家・壱人たりとも宗旨判抔者仕間敷候。他村より引越之此度御本山表自坊願御聞済被成候とも、已来立法寺附之旦家与申

ハ一切仕間敷候。

ハ格別、他宗・他派ハ勿論、たとい同派たりとも新規ニ当村へ附り、八尾御坊直門徒ニ可致候。然ル上者外寺之門徒在来之分

宗判為致候等之儀ハ無之様ニ可仕候。

敷候。且又村法急度相守可申候。 寺務中万端御村方之差図を請可申候。雖為小事、我侭ニ取斗致間

度ニ不限、継目毎ニ住持ゟ為差入可申候。為後日加判仕差入申一ハ丶、我々共罷出少も御差支無之様ニ可為致候。尤一札之儀者此右之通後年経幾代候共、堅相守可申候。若法住相背候儀出来候

札仍而如件。

前に、 であらかじめすり合わせがなされていたことがうかがえる。大信寺へ し一方で、第七条のようないわば「大信寺向け」の箇条も挿入されて 庵化後の住職 自庵への昇格は宗判権の獲得を意味しないことも確約されていた。 た、門徒主導型の共同経営方針の継続)、それとともに第七条目で、 は門徒側にあることを確認したものであったが(史料8にもみられ り決められた箇条の多くは、 め立法寺門徒と看坊との間で取り交わされた約束事である。そこで取 いたわけで、 住職の罷免や什物所有権のありかに象徴されるように、 史料14は、自庵願いが本山で認可されることを見越して、 宗判権のありかという重要事項について、 自庵化を現実的なものとするために、 一門徒 (と村) の関係に主眼をおいたものである。 自庵化後といえども、 大信寺と門徒との間 寺の管理の主導権 本山への願い出以 史料14は自 あらかじ

表述の選別のようなことが述べられていた(前掲『本堂并庫進せしめた原動力・歴史的背景とはいったい何であったのか。第一に考えられるのは、明和七・八年以来、立法寺門徒にとって積年の課題をなっていた、大信寺の影響力相対化であろう。立法寺門徒が自庵化となっていた、大信寺の影響力相対化であろう。立法寺門徒が自庵化となっていた、大信寺の影響力相対化であろう。立法寺門徒が自庵化となっていた、大信寺の影響力相対化であろう。立法寺門徒が自庵化となったいる(『本堂庫裏建修覆願書写・太鼓楼建修覆願写』、池あらわされている(『本堂庫裏建修覆願書写・太鼓楼建修覆願写』、池本願寺下」と書き改め、なるべく大信寺の名を出さなくなったことに本願寺下」と書き改め、なるべく大信寺の名を出さなくなったことに本願寺下」と書き改め、なるべく大信寺の名を出さなくなったことに本願寺下」と書き改め、なるべく大信寺の名を出さなくなったことに本願寺下」と書き改め、なるべく大信寺の名を出さなくなったことに本願寺下」と書き改め、なるべく大信寺の名を出さなくなったことに、立法寺では、次のようなことが述べられていた(前掲『本堂并庫した口上書では、次のようなことが述べられていた(前掲『本堂并庫とれていた(前掲『本堂并庫とれていた(前掲『本堂并庫とれていた(前掲『本堂并庫とれていた。

【史料15】

一(立法寺が独立した一寺院として取り扱われてきた先例の列挙

ただし、立法寺門徒が自庵化を通して求めたのは、大信寺の影響力

用而已相勤候儀二御座候。 市、自庵相成候共宗判之儀者是迄仕来之通大信寺ニ而仕、寺役法寺輪番ニ而仕候得共、寺役法用之儀者立法寺ニ而相勤罷在候儀ニ赤門徒ニ而、宗判之儀者右本願寺懸ケ所若江郡八尾寺内村大信略)尤同寺之儀者東本願寺末ニ而、村方百姓甚兵衛外三拾三軒之略)尤同寺之儀者東本願寺末ニ而、村方百姓甚兵衛外三拾三軒之

質的には自分たちに有利な方向に物事を進めていくという、明和七・ こだわった葬礼導師も含まれていたことからすると、立法寺は「寺役 の自庵化運動でも遺憾なく発揮されたといえよう。 の姿勢を示すことで実利(自庵の認可)をたぐり寄せるという道を選 なったのは、立法寺門徒が大信寺との直接対決ではなく、むしろ譲歩 を一層固めていく意味合いをもつものであった。そしてそれが可能と 的な役割に対する並々ならぬ思い入れを暗に示したともいえよう。 法用」のみの寺だとへりくだって説明しながらも、かえってその限定 表明したものだが、その「寺役法用」には、門徒が明和七年の一件で 介・七郎右衛門はともに立法寺門徒)による自庵立法寺の権限限度を ると記されている。文面的には、村 通り大信寺にあり、立法寺はただ「寺役法用」のみを勤める寺院であ 八年の一件にもみられた立法寺門徒の柔軟な姿勢、確かな交渉力がこ んだからであった。相手の立場・主張との妥協点を探りながらも、実 このように立法寺の自庵免許は、大信寺の影響力を相対化する地盤 ここでは、立法寺が自庵に昇格したといっても、宗判権はこれまで (実質的には門徒、 差出人の萬

きなのか、という門徒側の切実な思いがこめられていたとみるべきで ゆえにもたらされる門徒への管理負担をいかに解消・克服していくべ 坊の短期交替的性格にともなう立法寺管理の不安定性、そしてそれが 者何時不知者之事」と吐露した事実をみるとき、自庵化運動には、 相対化だけではあるまい。 明和八年の印形一件で、 門徒が「看坊之儀 看

掲

あろう。

料14) ―を通して、 せられると判断したのであろう。当然、住職の圓随家にとっても、 活に多忙な門徒の手から相対的に切り離し、 確信し、これならば長期的な展望にたった立法寺の管理を、日々の生 あった。おそらく立法寺門徒は、この時点で住職家の安泰・永続性を 子秀丸(一一歳、 代目圓随の看坊就任期間も三○年近く経とうとする時期にあたってい てもないことであったに違いない。立法寺門徒・看坊が、 た。さらに圓随(当時六一歳)のもとでも、次代住職を譲れそうな息 たって自庵化運動を始めた背景には、右のような門徒・住職双方の 折しも安政四年は、 「私有」―門徒主導の共同経営方針を前提とした「私有」 のちの恵見、註 家の存続を後押ししてくれる自庵格の獲得は願っ 泰應家による住職世襲が三代目に入り、その三 (20) 参照) が成長していた頃でも 永続的な専属住職家に任 安政四年に 史 立.

よび江戸の寺社奉行・勘定奉行で立法寺の自庵化が問題となった 教団的にはそれで一応かたが付いたものの、 立法寺の自庵願いは安政四年五月一七日に本山から認可さ 今度は、 幕府代官お (前

利害一致があったといえよう。

報告は受け取るが 記述されていたことが代官の目に引っかかってしまったのである。 られ、若林村の「大信寺旦中惣代」四郎兵衛と庄屋七郎右衛門は、 同年八月に大坂町奉行所、 へ事情聴取におもむいたり、 あったがゆえに、代官側は過敏に反応してしまったらしく、 る。しかし、ことが宗門改めという領主支配の一環に関わる問題で 東本願寺と大信寺のなかではすでに了承済みのことであったと思われ 寺住職家の宗門改めだけは大信寺ではなく立法寺自身でおこなう、 候儀ニ御座候」と、このたび自庵になったあかつきには、今後、立法 自庵ニ相成候上者、 を報告したところ、代官からもう少し詳しい内容を報告するよう求め 届ケ書附色々写』、池田家文書)。若林村の幕領方村役人と大信寺が、 ○月二二日付で再度報告書を提出した。ところが、その文面のなかに 「村内旦越之義者、是迄之通已後とも大信寺宗判を受、立法寺之儀ハ 大信寺から立法寺へ部分的に宗判権を委譲させることは、 『本堂并庫裏建修覆御公儀願一件記録并瓦願一件』、 「聞届ケ候儀ニ者無之」と村側に伝えて、 大信寺宗判者受不申、立法寺印形二而宗門御改請 ついで一○月に領主の信楽代官に自庵免許 江戸の寺社奉行・勘定奉行へ伺いをたて および おそらく ひとまず 『自庵

年もたった慶応三年 りをしたのかは不明だが、結局交渉は、 は、 代官がその間、 同年二月一三日に村側が代官に提出した返答書 東本願寺や寺社奉行・勘定奉行とどのようなやりと (一八六七) までもつれ込んだ。 教団内部の自庵免許から一〇 (史料15) そして最終的に のなか

るうごきに出た。

していたのである。 していたのである。 していたのであった。安政四年五月の自庵免許後もなお、立法寺住職家が大信寺から宗判をうけ続けていた背景には、右のような事情が存在が大信寺から宗判をうけ続けていた背景には、右のような事情が存在が大信寺から宗判をうけ続けていた背景には、右のような事情が存在が大信寺からの言を認可が表現したことで問題で、門徒側が立法寺への宗判権部分委譲の撤回を表明したことで問題

おわりに

おきたい。 う一惣道場の研究意義を高めるために、今後残された課題を提示してう一惣道場の研究意義を高めるために、今後残された課題を提示して、並法寺とい最後に、近世河内(畿内近国)の地域論の一環として、立法寺とい

得るのか、筆者の力量が試されている。うな新たな立法寺像・若林村像、そして河内(畿内)村落像を提示し諸問題を、これまでの経済史研究の成果と接合させたうえで、どのよ

第二は、近世河内の真宗寺院・門徒の全体的な動向である。本稿では、立法寺以外の真宗寺院・門徒の動向をまったく追究できていないは、立法寺以外の真宗寺院・門徒の動向をまったく追究できていないは、立法寺以外の真宗寺院・門徒の動向をまったく追究できていない自庵化熱を高めていたことも大きな後押しになっていたと考えられ自庵化熱を高めていたことも大きな後押しになっていたと考えられる。近世後期~幕末期の河内門徒を自庵化運動へ邁進させた背景とはる。近世後期~幕末期の河内門徒を自庵化運動へ邁進させた背景とはる。近世後期~幕末期の河内門徒を自庵化運動へ邁進させた背景とは同であったのか、自庵化を目指さなかった門徒・住職の事情もふまえて、より深く追究していくべきであろう。

触れたが、河内の門徒にとって、そうしたいわば歴史的前提のない触れたが、河内の門徒にとって、そうしたいわば歴史的前提のないた寺院と、宗門改めや「崇敬(与力)」関係を通して、近世前期に一気に関係をもつようになった。本稿でもその遺保を当分に追究し得ていない。しかし、東山内家の当主甚助が、寛政~安政期に八尾御坊の「肝煎」をつとめていたように、若助が、寛政~安政期に八尾御坊の「肝煎」をつとめていたように、若助が、寛政~安政期に八尾御坊の「肝煎」をつとめていたように、若助が、寛政~安政期に八尾御坊の「肝煎」をつとめていたように、若助が、寛政~安政期に八尾御坊の「肝煎」をつとめていたように、若いた。

ら今後議論していくべきであろう。れが門徒の行動にどのような影響をおよぼしたのかをより広い視野か「新興」の御坊を支えることにどのような意味があったのか、またそ

は、そうした研究状況を克服していくためのささやかな一歩である。象として必ずしも積極的な意義を与えられているわけではない。本稿のみならず宗教や信仰という問題群は、絶対に考察されるべき研究対現段階の近世史研究、とりわけ畿内近国の地域研究において、真宗

註

- リーズ近世の身分的周縁1 民間に生きる宗教者』吉川弘文館、二〇(2)澤博勝「道場主―真宗信仰における「聖」と「俗」の周縁―」(『シー九六三年、のち『親鸞大系』歴史篇第九巻、法蔵館、一九八九年に一十六三年、のち『親鸞大系』歴史篇第九巻、法蔵館、一九八九年に(1)千葉乗隆「真宗道場の形態―看坊から自庵へ―」(『真宗研究』八、
- (2) 澤博勝「道場主―真宗信仰における「聖」と「俗」の周緑―」(『シンの一)と「強」主―真宗信仰における真宗道場の性格─越中国射水郡葛葉村名苗家を事例として―」(『真宗研究』五○、二○○六年) 水郡葛葉村名苗家を事例として―」(『真宗正の年のの年の一次で、100年)と「俗」の周禄―」(『シンの世界では、100年)と「俗」の周禄―」(『シンの世界では、100年)と「俗」の周禄―」(『シンの世界では、100年)と「俗」の周禄―」(『シンの世界では、100年)に
- (3) 註(1) 大桑前掲書

- る。八年)、『藤井寺市史』二(二○○二年)でも事例紹介がなされてい八年)、『藤井寺市史』二(一九九八年)、『羽曳野市史』二(一九九年)。また『富田林市史』二(一九九年)。
- (5) 大谷大学図書館架蔵マイクロフィルムを利用。
- (6)『申物帳』の史料的性格については、上場顕雄「栗津家所蔵本『申物院』の史料的性格については、上場顕雄「栗津家所蔵本『中物帳』について―近世東本願寺家臣団研究の覚書―」(『近世仏教』四―「東本願・について―近世東本願・家臣団研究の覚書―」(『近世仏教』四―「東地帳』の史料的性格については、上場顕雄「栗津家所蔵本『申物院』の史料的性格については、上場顕雄「栗津家所蔵本『申物院』の史料的性格については、上場顕雄「栗津家所蔵本『申物
- (7) 註(4) 前掲『八尾別院史』。
- 年、のち註(1)前掲『親鸞大系』再録)など。(8)千葉乗隆「近世真宗教団の本末構造」(『近世仏教』二、一九六〇
- (9) 註(8) 千葉前揭論文。
- 五頁。 五頁。
- 復刻)、四六四頁。 (12) 井上正雄『大阪府全志』四(一九二二年、一九七六年に清文堂より
- (13) 註(4)前掲『八尾別院史』、五五~五六頁
- (4) 註(4) 前掲『慈願寺史』、五五頁。
- (15)上場はこうした配下寺院を「崇敬寺院」とし、千葉は「与力末寺」

〉 注 〈 〉 二 誓句易命で。と記す(註(4)前掲『八尾別院史』、註(8)千葉前掲論文)。

- (7) 注(1)千葉前掲論文。
- (17) 註(4) 前掲上場「近世真宗教団論」。
- (9) 嘉永三年(一八五〇)の『八尾御坊御配下御請印形帳』によれば、 で、京水三年(一八五〇)の『八尾御坊御配下御請印形帳』によれば、 で、「八尾別院史」、一四一~一四五頁)。ただし新看坊の選定について、 『八尾別院史』、一四一~一四五頁)。ただし新看坊の選定について、 大信寺がどこまで差配・関与していたのかは不明である。 大信寺がどこまで差配・関与していたのかは不明である。 大信寺がどこまで差配・関与していたのかは不明である。 大信寺がどこまで差配・関与していたのかは不明である。
- (五) 文久三年(一八六号)の宗門改帳(若林村文書)によると、当時六(五) 文久三年(一八六号)の総枝(五四歳)と二一歳の娘初枝、一七(五) 文久三年(一八六号)の総枝(五四歳)と二一歳の娘初枝、一七
- (21) 『松原市史』一(一九八五年)、三三八頁。
- ど。 (22) 日野照正「摂津国における講」(『摂津国真宗開展史』『慈願寺史』な「八六年)、有元正雄『宗教社会史の構想―真宗門徒の信仰と生活』(吉(22)日野照正「摂津国における講」(『摂津国真宗開展史』同朋舎、一九
- (2)註(9)前掲『八尾御坊御配下御請印形帳』。
- 年)、安岡『日本封建経済政策史論―経済統制と幕藩体制―』(有斐中心として―」(宮本又次編『農村構造の史的分析』日本評論新社、一中心として―」(宮本又次編『農村構造の変遷より見た近世経済政策―畿内綿作地方五五年)、北村「農業構造の変遷より見た近世経済政策―畿内綿作地所に於ける―」、安岡重明「商業的発展と農村構造―新大和川流域河内国丹北郡若林村について―」(ともに宮本又次編『商業的農業の展開―」「大田・一」(宮本又次編『近畿関の経済と社会―明治前期の大阪農村について―」(宮本又次編『近畿財の経済と社会―明治前期の大阪農村について―」(宮本又次編『近畿村の秩序と変貌―「商業的発展と農村構造―新大和川流域河内帯に於ける。

- (『大坂両替商の金融と社会』清文堂、二〇〇三年) など。閣、一九五九年)、中川すがね「近世後期の大坂商人の経営と金融

(付記)

本稿作成のための史料収集にあたっては、立法寺住職の榛間家と檀家の本稿作成のための史料収集にあたっては、立法寺住職の榛間家と檀家の本稿作成のための史料収集にあたっては、立法寺住職の榛間家と檀家の上げます。